

# 寒河江市教育委員会会議録

令和2年3月24日 開会

寒河江市教育委員会

令和2年3月24日（火曜日） 寒河江市教育委員会

○ 出席者（5名）

教育長 軽 部 賢

委員 鈴木 淳 一                      委員 國 井 晴 彦

委員 高 橋 まり子                      委員 鈴木 多鶴子

○ 欠席委員（0名）

○ 事務局職員の職氏名

学校教育課長 大 沼 利 子                      指導推進室長                      佐 竹 康 弘

生涯学習課長 柏 倉 信 一                      スポーツ振興課長 小 泉                      尚

○ 委員会日程

教育委員会日程

令和2年3月24日（火曜日）

午前10時00分 開 議

市役所401会議室

1 開 会

2 議事録承認

3 教育長報告

4 議 事

議第 4 号 令和2年度教育行政の一般方針について

議第 5 号 公民館長の任命について

議第 6 号 寒河江市立図書館長の任命について

議第 7 号 寒河江市立小中学校管理規則の一部改正について

議第 8 号 寒河江市中学校給食費徴収条例施行規則の一部改正について

議第 9 号 寒河江市学校運営協議会規則の制定について

議第10号 寒河江市スポーツ振興基金運営委員会規則の一部改正について

議第11号 公民館事務分掌規程の一部改正について

議第12号 令和2年度寒河江市教育委員会所属職員の人事異動について

## 5 閉 会

会議に付した事件

教育委員会日程に同じ

## 1 開 会 午前10時00分

○軽部 賢教育長

ただいまから教育委員会を始めます。

## 2 議事録の承認

○軽部 賢教育長

初めに、前回の会議録の承認についてお願いします。

(前回の会議録を回覧の上、全出席委員が署名を行った。)

## 3 教育長報告

○軽部 賢教育長

次に教育長報告を行います。前回の3月10日以降の主なものについて、申し上げたいと思います。

3月11日午前、市議会第1回定例会、予算特別委員会が行われて、分科会委員長、質疑・討論・採決が行われました。その後、本会議が再開し、議案上程、委員長報告、質疑・討論・採決が行われ、引き続き、当初予算の議案説明・請願上程、質疑があり、伊藤正彦議員より、外国人児童生徒への日本語対応の状況と小中学校の特別教室へのエアコン設置について質問があり、大沼学校教育課長が答弁しました。その後、予算特別委員会設置、委員会付託が行われました。その後の予算特別委員会では、議案説明、質疑、分科会分担付託が行われました。

午後1時15分から、新型コロナウイルス感染症に係る第3回臨時市校長会議を開催し、臨時休業後の各小中学校の状況について情報交換と今後の対応について協議を行いました。

午後3時から教育長室で、3中学校長と5月の修学旅行に係る協議を行い、秋に延期することを決定しました。

午後3時30分から、議会会議室で市議会第1回定例会・厚生文教委員会分科会が開催され、東日本大震災関連の就学支援について審議がなされました。

午後4時30分から、山形県退職公務員連盟西村山支部長荒木利見氏と面会し、情報交換を行いました。

3月12日午前、市議会第1回定例会・厚生文教常任委員会・分科会が議会会議室で開かれ、学校教育課、生涯学習課、スポーツ振興課の当初予算について審議が行われました。学校教育課分についてはコミュニティースクールの導入に関わって、その内容、5校の選定理由、委員の報酬等について質問がありました。その他、デジタル教科書や学校給食、中学校への水道浄水機設置状況などについて質問がありました。生涯学習課には、鬼海弘雄写真展や放課後子ども教室の開催日数及び市としての方針、郷土館の老朽化などについて質問がありました。

夕方から、第2回新型コロナウイルス感染症対策本部会議が議会会議室で開催され、市長からは、臨時休業中の児童生徒の居場所確保について対応が必要ではないかとの指示がありました。

3月13日午前、寒河江小学校長を訪問し、次年度の加配の活用等について情報交換を行いました。

3月18日、401会議室で臨時校長会を開催し、人事異動内示の内容及び留意点等について通知しました。また、新型コロナウイルス感染症に係る春休み期間中における児童生徒への運動する機会確保について文部科学省から通知も踏まえ、情報の共有を行いました。市民体育館や学校のグラウンドなどを保護者責任のもと、開放していく方向性を確認しました。また、全国学力・学習状況調査の4月実施中止を受けて、市の学力調査の実施時期を県学力等調査と連動させることも確認しました。その後、県の学力調査も4月には実施しないということで全国学テと同じ方向性となっているようなので市の学テについては本日開催の市校長会で話をしていきます。

3月19日午前9時30分から、大沼学校教育課長、柏倉生涯学習課長、小泉スポーツ振興課長と学校教育課内で、春休み期間中における児童生徒の運動する機会確保のための市民体育館等の開放について今後の方向性について協議を行いました。

午前10時、山形県退職公務員連盟西村山支部長荒木利見氏と面会し、教職員の人事異動内示を受けて、各学校の退職者への退職公務員連盟への入会勧誘を行うことについてお話しがありました。

午前10時30分、企画創成課の中田課長と東海林課長補佐が見られ、次年度、柴橋地区コミュニティーセンターが開所することに伴い、企画創成課の職員が公民館職員を兼務する形になることについて説明がありました。

3月23日、議場にて市議会第1回定例会・予算特別委員会、引き続き、本会議が開かれました。本会議の冒頭、3月31日をもって大沼孝一郎監査委員が任期満了となることに伴い、新たに船田孝夫氏を選任する議案が上程され、同意されました。その他、上程された議案について採決が行われ、市議会第1回定例会が閉会しました。

以上、報告についてこの場で何か質問があれば、お願いいたします。

#### ○鈴木多鶴子委員

詳しい説明ありがとうございました。

子ども達の居場所の確保ということで、どのような状況になっているのか。今日の市校長会でも話があると思いますが、体育館やグラウンドの使用や中学校の部活などについてどういう状況かを教えていただきたいと思います。

#### ○軽部 賢教育長

部活動は学校によっては3月いっぱい、あるいは4月2日、3日あたりまでといった

方向を確認いたしますが、県の通知を見ますと、部活の計画書を作って、通常の部活ではない特別な部活なのだということを念頭に置きながら、再開してもよいといったことになっていますが、ただ厚生労働省が示す3つのリスクを排除しながらということになっているようです。今日の話の中では、校長先生方は3月いっぱい部活はしないで、学校再開と同時に始めるということを再確認するのかどうか、そこは流動的であります。これまでの校長会の中では、まずは計画どおり3月いっぱいないし、または4月2日、3日まではお休みをして、学校再開と同時に部活動を再開するという方向になるかとは思いますが。

ただ、そのほかのグラウンドの開放や市体育館の開放についてはリスク回避を考えながら、子ども達もだいぶストレスが溜まっているようなので、保護者の責任の下、開放していく方向では考えております。

○鈴木多鶴子委員

それは教育委員会の判断というよりも各学校の判断となるのでしょうか。

○軽部 賢教育長

教育委員会としてはこういう方向でいきます、という考えを示して、細かいところは学校の判断となると思います。

#### 4 議 事

○軽部 賢教育長

その他ございますか。なければ、これより議事に入ります。

最初に、議第4号「令和2年度教育行政の一般方針について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

○大沼利子学校教育課長

議第4号令和2年度教育行政の一般方針について、ご説明を申しあげます。

この議案につきましては、前回の教育委員会協議会で検討をお願いしましたが、令和2年度教育行政の一般方針として提案させていただきます。

よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○軽部 賢教育長

前回の教育委員会協議会で案をお示しして、ご意見等について事前をお願いしていましたが、この案について質疑、意見等はありませんか。

○高橋まり子委員

議案の2ページ目になりますが、③についてですが、各界で活躍されている方の講話についてですが、そのねらいとしてその家族や地域の良さを考えてもらうこと、となっていますが、それと同時に、自らの将来を考える機会を持つ、ということですが、内容として重なるところもあるとは思いますが、これら2つのことを分けて考えてもよいのではないかと考えたのですが。

○軽部 賢教育長

ここはライフデザインセミナーとベンチャーマインドについて表記したところだと思います。

○高橋まり子委員

ライフデザインセミナーについては家族や地域の良さということと、将来を考えるとすることは別の様な気がいたします。

○軽部 賢教育長

もう少し地域に根差したものになるような、ライフデザインセミナーの主旨に沿った内容として焦点化して欲しいということになりますでしょうか。

○高橋まり子委員

そういった目的で行う活動を中心にしていくということだと、内容としてじっくりくるように思います。漠然と人生設計のために講話をセッティングという中に地域や家族の良さということだけ特化したような感じがします。

(本文の修正について議論あり)

○軽部 賢教育長

それでは、2ページ(2)③については出だしの、「子どもたちに家族や地域の良さを考えてもらうことをねらい」のところを、「良さを考えてもらうこと等をねらい」として、2行目から3行目にかけての「自分を見つめなおします。そして、」のところを削除することで修正をお願いします。

その他ございますか。

○國井晴彦委員

6ページの3行目、東京2020オリンピック・パラリンピックについては、今現在、来年へ延期の話も出ておりますので、2020は外してもよいのではないのでしょうか。

それと8ページの1行目に「WinWinの関係」と記載がありますが、このような文書の

中での表記としてはどうなのかと気になったところです。

○軽部 賢教育長

2020は削除いたします。WinWinの表記についても「WinWinの関係になることを通して、」まで削除したいと思います。その他ございますか。

○鈴木多鶴子委員

4ページですが、特別支援教育というのは大事なところだと思いますので、もう少し膨らませた感じとして、(2)の①の2行目になりますが、「個別の教育」のところを「個別の特性に応じた教育」などというように、少しだけですが言葉を加えればいいのではないかと思ったところです。

(文章の修正について議論あり)

○軽部 賢教育長

意味合いとしては、広い意味では一人一人の特性だけではなく、家庭環境も含めたもっと広い概念で総合的に考えた、まさしく一人一人が持っている特性も環境も含めて個別のそれに応じた教育支援というようになっているので、私たちもこの考え方については市民の方にも広く説明していく必要があるとは思っていますし、市としての思いも伝えていく必要があると思っておりますので、文言としてはこのとおりということにしたいと思います。

ほかにご意見ございますか。なければ、採決したいと思います。

議第4号「令和2年度教育行政の一般方針について」は原案に今申し上げたような一部修正を加えて決定することにご異議はありますか。

(一同、異議がない旨の返答)

議第4号は、原案を一部修正して決定いたしました。

次に、議第5号「公民館長の任命について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○柏倉信一生涯学習課長

議第5号「公民館長の任命について」ご説明申し上げます。

9ページをご覧ください。

任期満了に伴い、寒河江市公民館に関する条例第4条の規定により、4人の地区公民館長を任命しようとするものです。

高橋利昌氏及び松田仁氏は新任であり、富樫雅人氏及び奥山勝弘氏は2年目であります。

任期は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間であります。

以上、よろしく申し上げます。

○軽部 賢教育長

ただいまの説明について、質疑、意見等はありませんか。

○鈴木淳一委員

新任された方々の経歴についてお答えできる範囲で説明をお願いします。

○柏倉信一生涯学習課長

新任の高橋氏は現在、市の社会教育指導員をさせていただいております。松田氏は現在、市の再任用職員として健康福祉課福祉総務係に在籍しております。

○軽部 賢教育長

ほかになければ、採決したいと思います。

議第5号「公民館長の任命について」を原案のとおり決定することにご異議はありませんか。

(一同、異議がない旨の返答)

議第5号は、原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議第6号「寒河江市立図書館長の任命について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

○柏倉信一生涯学習課長

議第6号「寒河江市立図書館長の任命について」ご説明申し上げます。

10ページをご覧ください。

任期満了に伴い、寒河江市図書館に関する条例第3条の規定により、寒河江市図書館長を任命しようとするものです。

志田紀子氏は3年目であります。任期は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間であります。

以上、よろしく申し上げます。

○軽部 賢教育長

ただいまの説明について、質疑、意見等はありませんか。

(質疑、ご意見など)

ほかになれば、採決したいと思います。

議第6号「寒河江市立図書館長の任命について」を原案のとおり決定することにご異議はありませんか。

(一同、異議がない旨の返答)

議第6号は、原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議第7号「寒河江市立小中学校管理規則の一部改正について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

○大沼利子学校教育課長

議第7号「寒河江市立小中学校管理規則の一部改正について」ご説明を申し上げます。

令和2年度から小学校における外国語が教科となることに伴い、教育課程の編成のための様式1号について所要な改正をするものです。よろしくご審議についてお願いいたします。

○軽部 賢教育長

ただいまの説明について、質疑、意見等はありませんか。

13ページの、各教科、のところの体育の下に外国語、が入ってきたということです。外国語活動というものもあるのですが、これは3、4年生となります。5、6年が外国語活動から外国語、という教科になって、3、4年生にはこれまでなかった外国語活動がおりてくるということになり、それについて様式が変わってくるということです。

ほかにご意見ございませんか。なければ、採決したいと思います。

議第7号「寒河江市立小中学校管理規則の一部改正について」を原案のとおり決定することにご異議はありませんか。

(一同、異議がない旨の返答)

議第7号は、原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議第8号「寒河江市中学校給食費徴収条例施行規則の一部改正について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

○大沼利子学校教育課長

議第 8 号「寒河江市中学校給食費徴収条例施行規則の一部改正について」ご説明を申しあげます。

昨年 10 月の消費税率引き上げの影響を受け、食材費が高騰しており、1 食あたりの給食費を 310 円から 20 円値上げし、330 円とするとともに、第 3 子以降の生徒に係る給食費は小学校と同様に全額無料とするため、所要の改正をしようとするものです。なお、給食費の引き上げ分 20 円については市が負担をし、保護者負担は据え置きとなります。

よろしく審議の方お願いいたします。

○軽部 賢教育長

ただいまの説明について、質疑、意見等はありませんか。

○國井晴彦委員

給食費の助成について、所得制限はあるのでしょうか。

○大沼利子学校教育課長

所得制限はございません。小学校もございません。

○軽部 賢教育長

他になければ、採決したいと思います。

議第 8 号「寒河江市中学校給食費徴収条例施行規則の一部改正について」を原案のとおり決定することにご異議はありませんか。

(一同、異議がない旨の返答)

議第 8 号は、原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議第 9 号「寒河江市学校運営協議会規則の制定について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

○大沼利子学校教育課長

議第 9 号「寒河江市学校運営協議会規則の制定について」ご説明を申しあげます。

令和 2 年度より、南部、西根、柴橋、高松の 4 小学校と陵東中学校においてコミュニティ・スクールを先行実施するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、寒河江市立学校に設置する学校運営協議会について新たに制定しようとするものです。

よろしくご審議についてお願いいたします。

○軽部 賢教育長

ただいまの説明について、質疑、意見等はありませんか。

これは事前に要綱案の段階で内容については見ていただいております。この要綱案をベースにしており、ほとんど同じ内容になります。

すべての学校に設置されてはおりませんが、中学校区毎に連絡協議会を設置できる規定にしております。

○鈴木多鶴子委員

22ページの第3条の、2以上の学校について一の協議会を置くことができる、ということについてももう少し詳しく説明をお願いします。

それから、24ページの第8条で、協議会の委員は20名以内とし、とありますが何名以上というのはあるのか教えていただきたいと思います。

25ページの第12条の第2項に会長は協議会を代表し、ということで協議会の会長のことについて書いてありますが、会長と校長の関係について教えていただきたいと思います。

27ページ、第20条の内容についてどういうことなのか説明をお願いします。

○佐竹康弘指導推進室長

第3条については、これは小中合わせた中学校区の中で一つの協議会を置くということも想定してこの条文を入れております。先行実施した自治体では、そういった例もあるということです。将来的にはそのような状況も考えられるのではないかとこのところでもあります。

第8条については、特に委員の数は何名以上とはしておりません。学校規模によって10名前後の学校も出てくるでしょうし、陵東中や西根小、柴橋小などは15名前後で今のところ進めているようです。

第12条については、基本的に校長もこの協議会の委員になりますが、校長は基本的に会長にはならないです。地域の方のどなたかが会長になることになります。

○鈴木多鶴子委員

協議会の会長は校長と連携しながら会議を進めるということになるということなので、すね。わかりました。

○大沼利子学校教育課長

第20条については、条例や規則を作成するとき、条文ですべてカバーできるもので

はないので、必要に応じてこの条文を入れることになっています。大まかなところは上の条例等で定めて、細かいところは下の規則等で定めるのが基本的な形になっております。

○軽部 賢教育長

委員の報酬についてはどのように規定されていますか。

○大沼利子学校教育課長

特別職になりますので、報酬については3月議会で条例改正を総務課から上程しております。議決を受けております。

○軽部 賢教育長

別に定める、の中には入っていないのですか。

○大沼利子学校教育課長

入っていないことになります。

○鈴木多鶴子委員

今のところは必要ないけれど、必要に応じてということですね。わかりました。

○軽部 賢教育長

そのほか質問、ご意見等ございませんか。なければ、採決したいと思います。

議第9号「寒河江市学校運営協議会規則の制定について」を原案のとおり決定することにご異議はありませんか。

(一同、異議がない旨の返答)

議第9号は、原案のとおり決定いたしました。

続きまして、議第10号「寒河江市スポーツ振興基金運営委員会規則の一部改正について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

○小泉 尚スポーツ振興課長

議第10号「寒河江市スポーツ振興基金運営委員会規則の一部改正について」御説明申し上げます。

寒河江市スポーツ振興基金運営委員会を所管する課が市役所の組織改編に伴い、生涯学習課からスポーツ振興課に変わったことにより改めるものであります。条文全体とい

たしましては、委員会の庶務はスポーツ振興課において処理する、となります。  
以上よろしくお願ひいたします。

○軽部 賢教育長

ただいまの説明について、質疑、意見等はありませんか。  
なければ、採決したいと思います。

議第10号「寒河江市スポーツ振興基金運営委員会規則の一部改正について」を原案のとおり決定することにご異議はありませんか。

(一同、異議がない旨の返答)

議第10号は、原案のとおり決定いたしました。  
続きまして、議第11号「公民館事務分掌規程の一部改正について」を議題とします。  
事務局より説明をお願いします。

○柏倉信一生涯学習課長

議第11号「公民館事務分掌規程の一部改正について」ご説明申し上げます。  
30ページから32ページをご覧ください。

柴橋地区コミュニティセンターの設置に伴い、地区公民館の所掌事務について、一部改正するものです。

以上、よろしくお願ひします。

○軽部 賢教育長

ただいまの説明について、質疑、意見等はありませんか。

これまでは、東部地区公民館を除く、となっていたところを、東部地区公民館及び柴橋地区公民館を除く、ということになります。これはコミュニティセンターになることに伴うものです。

ほかに質疑等なければ、採決したいと思います。

議第11号「公民館事務分掌規程の一部改正について」を原案のとおり決定することにご異議はありませんか。

(一同、異議がない旨の返答)

議第11号は、原案のとおり決定いたしました。  
続きまして、議第12号「令和2年度寒河江市教育委員会所属職員の人事異動について」を議題とします。

この案件につきましては、人事案件ですので会議を公開しないこととしたいと思いますがいかがですか。

(一同、異議がない旨の返答)

それではこの案件につきましては、会議を公開しないこととしたいと思います。

(議第12号について審議)

ただいまの説明について、質疑、意見等はありませんか。

なければ、採決したいと思います。

議第12号「令和2年度寒河江市教育委員会所属職員の人事異動について」を原案のとおり決定することにご異議はありませんか。

(一同、異議がない旨の返答)

議第12号は、原案のとおり決定いたしました。

## 5 閉 会

○軽部 賢教育長

出されている議案につきましては以上ですが、皆さんの方から何かございますか。なければ以上で、教育委員会を閉会したいと思います。